

第7回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会

日 時：平成25年3月8日（金）13:20～16:00

場 所：議事堂3階301委員会室

出席者：三重県飲酒運転防止に関する条例検討会委員9人

資料：第7回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

資料1 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第8条第1項に規定する医療機関の指定について

資料2 県民の努力（施策への協力＋自主的な取組）案

資料3 正副座長たたき台案

資料4 イメージ図

委員：それでは、ただ今から、第7回の三重県飲酒運転防止に関する条例検討会を開催をいたします。なお、委員は、少し遅れるとの報告をいただいております。まず、前回の検討会において、福岡県における医療機関の指定に関して、所在地や指定理由についての質問がありましたので、そのことについて事務局より報告をさせます。では、事務局よろしくをお願いします。

事務局：〔資料1〕を説明

委員：ありがとうございました。この報告に対して皆さんからのご質問等はよろしいですか。

委員：この配置図は、大体人口密度に合わせて配置されているという理解でいいんでしょうか。

事務局：そういうことではございません。ここにある指定理由のような形で選ばれておりますので、人口比によって分けておるといってもございません。

委員：そういう基準でないこと、距離的に例えば田舎の1件を選んでいるということはないという。

事務局：地図で確認をさせてもらいましたが、大体南東側は山間部で都市がないところになっていきますので、居住地域に偏らず配置されている感じになっております。

委員：私もこれを見る限りにおいては、大体の人口比率の配置、それから医療圏に即しているなどというのは見て取れるところだと思います。よろしいですか。ほか、どうです

か。

委員：指定理由について、先ほど2つありましたが、2つ目の条例で求められる指定医療機関の役割を理解しというところですが、役割を理解し推薦を得るという話ですが、役割という部分について、もうちょっと教えていただけないでしょうか。というのは、上の条項と似たような感じになるのか、また、別の何か求められる役割があるのかという部分で、すいませんがお願いします。

事務局：申し訳ございません。これは福岡県のホームページに載っていたものをそのまま転記してございます。直接聞いたわけではございません。必要であれば福岡県のほうへ確認をいたします。

委員：ほか、よろしいですか。この件については大体この程度でよろしいですか。次に、資料2に移らせていただきます。正副座長たたき台案の3(2)県民の努力についてですが、前回の検討会において、盛り込む内容として 施策への協力+自主的な取組とし、書きぶりについては正副のほうで検討し案を示すことになりました。資料2をご覧ください。県民の努力(施策への協力+自主的な取組)案ということで、案文としてこのように作らせていただきました。読ませていただきます。「県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。」ということで、参考例といたしましては、この参考例は並び方の参考例ですが、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に、自身の取組について自ら進んで行うよう努めるものというのが先にきて、他の者が行う部分に対して協力するよう努めるものとする。書きぶりとしてはこのような法律がございました。この書き順については、先般、委員から自主的な取組を先に表記をしていただき、施策への協力を後にしたらどうかという提案をいただきましたので、正副で検討の結果、そのような順番での、このような内容でいかがかと思います。この件につきましてご意見、ご発言等ありましたら、よろしく願いをいたします。

委員：私のイメージしていたのとは違い、結構シンプルに書かれたという感じがしました。私がイメージしたのは、沖縄県の例を挙げさせていただいて、沖縄県は3項目あるんですが、「飲酒運転をしない、させない、許さないという強い意志を持って」とか。この後の議論ともかかわって来るんですが、沖縄県の場合は、県又は事業者等もしくは事業者団体が実施する飲酒運転の根絶という、県がやっている以外のことも含めて協力するように努めなさいという書き方をしています、この案ですと県だけになって

まっています。県以外の主体が取り組む根絶の取組への協力も謳うべきではないか
と思います。沖縄県の3項目目にある「飲酒運転をしないよう声かけをするなど状況
に応じた適切な対応を講ずる」というのは前回の議論で、そこまで書かなくてもいい
んじゃないのということになったので、そこは沖縄県の事例を参考にするにしても省
いてもいいと思いますが、県民自ら進んで行うことについて、もう少し例えば沖縄県
のように、「しない・させない・許さない」という分かりやすい言葉を入れたらどうか
というのと、もう1つは、協力するのが県だけじゃないというところをもう少し議論
したほうがいいかと、その2点です。

委員：その点につきましてどうでしょうか。先ほどの委員のご指摘は、条例集の15ペー
ジですか、沖縄の県民の責務第5条のところの第1項に、ここでは「取組を自ら進ん
で行うよう」としてありますが、さらにもう少しかみ砕いて、「飲酒運転をしない、さ
せない、許さない」という強い意思を持ってという表記ぐらい具体的に持たせたらど
うかということと、その後段の協力に関して、県が実施すると案はしてあるわけですが、
県又は事業者等、もしくは事業者団体というふうに、県以外の民間並びに団体が
取り組む根絶に関する取組に対しても、協力というところまで広げたらどうかという
ご指摘ですが、皆さんの意見を伺いたいと思います。

委員：私も、「しない・させない・許さない」という強い認識を持ちというような言葉
を入れるほうがいいんじゃないかと思います。県と他の事業者とかというの、広く書
いたほうがいいんじゃないかと。県に限定することはないと思いますので、入れたほ
うがいいんじゃないかと思います。

委員：ほか、どうでしょうか。

委員：いろんな考え方があるのかなと思います。2つ目の事業者うんぬんの部分は、やは
り後段の議論の結果によるかだと思いますので、それを受けて考えたほうがいいのかな
と思います。もう少し自主的な取組に対する内容を書くところについては、例えば、
しない・させないとか強い意思をもってという部分は、例えば、これも後の議論にな
りますが、前文の中に盛り込むという形であれば、そういう表現はそこに入れて、こ
この部分はシンプルに収めておくというのもありかとは思いますが、これは個人的な意
見ですが。

委員：ほか、どうですか。

委員：ありがとうございます。今、委員もおっしゃっていただいたような、前文の議論と
もかかわってくるということなので、おっしゃるとおり、前文に書かれていることを

わざわざ条文の中に書く必要もないかという思いもしますので、後の議論の中でそういう項目を入れていくかどうかという議論に応じて、前文には馴染まないということであれば、また条文のほうへ戻っていただくとか、そういう形での議論の進め方をさせていただければと思います。

委員：分かりました。そうしましたら、この部分に関しては、まず、取組を自ら進んで行うよう努めるに関して、「しない・させない・許さない」という表記まで入れたらどうかということに関しては、前文での表現も十分考えられるので、皆さんから前文を作るべきだという中で議論をすると。そこでうまく入れば、意思としてはそこで十分象徴できるでしょうし、入るのが少し馴染まないという場合、またここに戻る。一応決定とはしますが、その条件を少し付して進めていくということはどうでしょうか。そして、県が実施するというところに関しては、後段の議論でということのお話を委員からも、さらには委員からもいただきましたので、そこを踏まえながら、例えばここを「県が」でそのまま案文どおりにするのか、ないしは「県等が」ぐらいにするのか、もう少し沖縄県のように書き込むのかを含めて検討するというところでよろしいですか。ひとまずはその辺の含みはしっかりと押さえておきながら、まずは案で行かせていただくということでもよろしいでしょうか。また立ち戻るときは戻って改めて検討しますが、ひとまず、この内容にさせていただきたいと思います。

委員：責務にするかというのは後でしたか。

委員：これは県民の努力のところと、この前の話では事業者のところの議論をしたうえで、ここはまとめて努力にするか責務にするかご議論いただきたいと思っていますので、そういう形でよろしいですか。それでは、次に進めさせていただきます。次に、「3(3)事業者の努力」の検討に移りたいと思います。今日は、できればこの事業者の努力、その後、県の責務に付随するんですが、「公務者の率先垂範」を明記するかどうか。「4基本方針」、そして、「5教育及び知識の普及」、その後の「重点取締区域」の項目を設けるかどうか。ないしは、いければ「6再発防止のための措置」、ここぐらいまで頑張っていきたいと思っています。そうしましたら、「3(3)事業者の努力」につきまして、案としては「事業者はその事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に付するための取組を行うよう努めるものとする。」というようにさせていただいておきまして、この事業の特性を勘案しつつという言葉を入れておくことによって、この事業者というのを広く捉えることにさせていただいております。しかし、皆さんの意見シート等を見ますと、これを具体的に例えば、酒類販売者とか酒類提供者等を入れてはどうかと

か、あと、特定事業者としてくくってはどうかとか、ないしは、さらにもっと細かく運送事業者等まで入れている案もいただいております。ここをたたき台案のままで行くのか、もう少し具体的に事業者名、団体名を明記して書いていくのかどうか。そして、そこに対して求めるもの、例えば文書掲示を求めるとか、お店等に対しては、飲酒をした後にお酒を飲んで運転をしない等の確認を求めるとか、何を求めるかという内容の表記があるわけですが、ここについてもご議論をいただきたいと思っています。さらには、従業員教育を規定するのかどうか。たたき台案では従業員教育までは示してはおりません。その辺りをどうしていくのか、この辺のところを皆さんとご議論をして固めていきたいと思っております。まず最初に、具体的な事業者名を入れていくのか。それともたたき台案のとおり、「事業者は、その事業の特性を勘案しつつ」ということですべて含むという内容にしていくのか、この辺のところを皆さんのご意見をいただき決定をしていきたいと思っております。いかがでしょうか。

委員：他県のところで県警本部のほうから指導がしやすくなるので、事業者を明確にしたほうが良いという意見があったのは何県でしたか。

委員：山形県です。山形県は、県警も入った中での議論の中で、指導がしやすくなるので、飲食店とかお酒の提供者を入れていただきたいという要望があったと聞いています。

委員：山形県は事業者の役割というのがあって、一般的な事業者は第6条で、日ごろから「飲酒運転をしない、させない、許さない」ことを徹底し、従業員に対して指導等必要な措置を講じなさいと。それと県等の取組に対して協力しなさいということに加えて、特定の事業者ということを変更して第9条で規定して、この部分が県警からの提案に基づくという認識でいいんですね。

委員：おそらく第9条の特に第2項だと思います。ここを入れ込んだということの理解だと思います。

委員：事業者の努力の中で一般的に事業者というひとくくりだと、何をお願いしていくのかというところがやや不明確になって、今後の基本方針なり基本計画なりの中で具体的なものにブレイクダウンしにくいというか、やろうと思えばできるんですが、ちょっとつながりが悪いのかなと思っています。そんな中で大分県の例で、自動車等の運行にあたりという自動車の運行業者というのが読み取れる項目があったりとか、酒類を提供する飲食店を営む者という形で、お酒を提供する領域の事業者さんという形である程度分かりますので、そんな形で記述していったらどうかと私は思っています。

委員：このたたき台案では、確かにそこまで個別のところは書いてないんですが、その後の基本方針に我々の思いを伝えていって、方針並びに計画にそれぞれの事業者に対して書き込んでいただくという期待感はあるんです。そこがその事業の特性を勘案しつつという言葉に盛り込ませているんですが。しかし、明文化はしていないというところを考えると、事業者のすべてを書き込むかどうかは別にして、ある一定のところまでは具体的に書いてはどうかというのは、案の一つではあると私も思っています。運送事業者うんぬんというのは、例えば、駐車場管理者とか、あと、タクシーとか代行業、これは運転する側としては当然求められる責務ですが、例えば、酒類を提供する飲食店とか酒類の製造販売を行う者の場合は、お酒を提供する側ですので、そこに対して何らかの方向性を明確にするのは、飲酒運転を防止するという意味からいくと、やはり他の業者よりは一定必要というのは感じるころではあります。その辺のところを皆さんと議論して、だからといってそれを書くことによって、その生業の業者にしてみると、また生業に響くということもあるので、そのバランスも含めてご検討をいただきたいと思っています。

委員：今の委員のお話とも絡むんですが、普通の事業者といわれる漠然としたのと、こういう飲酒運転と比較的原因なりが近い事業者というのは、それぞれ取り組んでいただきたい内容というのは違うのかなという思いがある中で、分けてはどうか。特定事業者という言葉がいいのかどうか分かりませんが、事業者と、例えば、その中で大分県のように酒類販売であったり、酒類提供であったりというところを別の項で書くという方法、方法論はどちらでもいいんですが、いずれにしても分けて考えると。それぞれに求めることは一般的な事業者に求めるものと、そういう特定の事業者の方に求めるものは違うと思われるので、条例上もそこは分けた方が良いでしょう。加えて、それは単に事業者に対してこういうことをしてほしい、こういう取組が望ましいだけではなくて、表彰をする場合においても特定事業者は特定事業者のベストプラクティスに対する表彰があって、それとは違う一般の事業者であったり団体であったり、そういう方に対する表彰規定と分けていただいて、特定事業者のベストプラクティスを特定事業者の中に広げていくという趣旨の表彰規定も三重県としてはつくっていく。一般の事業者なり団体で例えば、高校生が文化祭で飲酒運転撲滅のための活動をしているのに対して表彰するのと、特定の事業者がお客さんなりご購入される方に飲酒運転をさせないという努力は意味合いが違いますので、表彰についても分けたやり方をしていくという意味を、今後そこは具体的な事業内容になりますので、そこまでは条例では謳え

ませんが、その前提で分けたらどうかということ意見をとして申し上げます。

委員：分かりました。ほか、どうでしょうか。そうしましたら、今までの意見を少し集約させていただきますと、まず、事業者の努力そのものとして、このたたき台案でその事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転根絶に資するための取組を行うようとの努力、これはよろしいですね。そのうえで、飲酒運転に起因する事業者に対して特定事業者として特別に求めるものを一つ項目を立てて、特定事業者の努力として明記していく必要性があるのではないかと。この辺のところについてもよろしいですか。その事業者をどこまで明記していくかは今から議論しますが、このところまではよろしいですか。そうしましたら、事業者の努力とは別にもう一つ項目立てをして、特定事業者の努力ということで、やはり飲酒運転に起因するということか、因果関係の強いところに対して一つ項目立てをし、そこに何らかの具体的なものをしていくということ。今、意見として出ているのが、大分県の例をもとに酒類を提供する飲食店、ないしは酒類の製造販売、このあたり、要するにどちらかということ提供する側に対して何らかの努力を課すという項目を入れてはどうかということの意見までは、皆様のご意見として出ているかと思うんですが、それ以上に運送業者とかタクシー、代行並びに他の条例なんかを見ますと駐車場管理者、ここまでのところはまだ出てないと思いますが、この辺のところを少し議論をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：先ほどの山形県の話だと思えますが、旅客自動車の運送業とか、今、委員から言われたように、最終的に表彰とかを鑑みると、代行業とかも増えていくかと思えますので、私はそういったところも入れていただいたほうがいいのかと思えます。利用価値が今後増えてくると思えますので、そういった意味でも入れていただいたほうがよろしいかと思えます。

委員：ほか、どうですか。

委員：悩んでいるんですが、運送とか人の輸送とか、主に輸送を生業とするところですが、どんな会社でも仕事で運転するのは誰でもいるんですね。だから、たくさん運転するからだめで、少ないから入れないというのもちょっと矛盾するという思いがあるんですね。それと、本当は酒類を提供するほうですが、酒の製造、流通、販売、それから、飲食店のように直にその場で飲むのと同じなのかな。例えば、製造工場と言ったって、直接飲む人から遠いので、必要なかと思ったり。

委員：分かりました。今、並列的に製造まで入れてますが、例えば、酒類製造と酒類販売はまた違うと思うんですね。だから、そこは酒類販売に対して何か求めるということ

でもいいのかなというのは感じているところです。酒類を提供するお店、ないしは酒類を販売するお店は、それが直接的に起因していく可能性が高いので、そこに飲酒運転防止なり根絶を呼びかける何らかの努力をお願いするというのはいいいのかなと。製造まで入れるかどうかというのは、確かに意見としてはあると思います。それと、運送事業者等はたくさん運転をされる方が社員として多いという部分であるんですが、おっしゃったとおり、どんな仕事でも車を運転するのは業務上あり得ることであって、ここにはその意識を高く持ってほしいとか、ここは軽くていいということはありません。そこは当然のこととして、最初に言ったように事業者の努力でその事業の特性を勘案しつつというところで読めるので、そこまでは特定事業者には入れなくていいんじゃないかと。まさしくそこを皆さんとご議論をいただいて、どこまではどういう内容で特定事業者の努力として明記しようという部分で、皆さんのご意見の中で、ここまでは入れるかと。次に内容もこれを求めるかということかどうかと思いますが。

委員：皆さんのご意見も聴きながら、一つ確認をしておきたいことがあって、この事業者の努力のところを文言としてその事業の特性を勘案しつつというふうになっていますよね。これは元々この意味合いもきっちり押さえておかないといけない部分とは思っていますが、この一文だけである程度がカバーできるように、それこそ運送事業者から酒類販売からいろんなものを包含してこの表現にしたということになっていると思うので、そこから飲み屋さん、酒屋さん、こういう部分を出してしていくというのは私もありかとは思っています。宮城県でも皆さん聞いていただいたように、4割がお店屋さんで飲んで帰ってきてという話でしたから、そこに直接関係を持っていくというのは重要なことかとは思っています。それ以外の部分は、その事業の特性を勘案しつつという中に含めてしまうのはちょっと粗いかもわかりませんが、そういう考え方でどうかと私は思います。

委員：確認までに、私も説明仕切れてないかもしれませんが、事務局の方でその事業の特性を勘案しつつと、まさしくここですべてを包含しているんだというのは、言葉では言っているんですが、その意味合いをもう少し補足説明してもらいましょうか。

事務局：先ほど委員が説明されたとおり、思いとしては事業の特性という文言で広くカバーをしています。また、委員が今言われたように、具体的なことについては基本方針で執行部の方が書いてくれるであろうという思いもありまして、こういう表現になっています。

委員：特定事業者ですべて書き込んでいかないと漏れてしまうということではないと。し

かし、皆さんの思いとして、ここはそうは言っても特出しで少し角度を付けたいと。委員もおっしゃいましたが、あまりこれもそれもとせずに、入れていってはどうかという範囲でご検討いただく形でどうでしょうか。また、遡ってやっぱり原案でいいじゃないかということもありますが。

委員：事務局に確認をさせていただきたいんですが。他県の先進事例を見ますと、その特定の事業者として挙げられているものの一覧は、何県はこれを入れている入れていないとか、それは作ってありますか。

事務局：第2回目のときに配らせていただいた資料1 - 1というのがございまして、この4ページ、5ページのところに、一般的な事業者、飲食店業者、酒類販売業者、駐車場所所有者、運送事業者、この分類をしてある表は作らせていただいております。

委員：そうすると、特定事業者として他県では飲食店、酒類販売者、駐車場所所有者、運送事業者の4業種について特に出している事例があるという認識でいいわけですね。それに加えてタクシー、自動車運転代行についても規定しているところもどこかあったようには思うんですが。

委員：山形県ですね。

委員：ここについてはちょっと意味合いが違うので、この特定事業者の責務の一覧には入れてないという整理の仕方ですか。

委員：事務局いいですか。

事務局：そこまで作ったときには細かく分類をしておりませんで、主に分かりやすい事業者をピックアップし、さらに少ない事業者については落とすという作り方でこのときはさせていただいております。

委員：ちょっと補足しますと、責務、あるいは努力として願っていくところは、今、委員おっしゃったとおり運送事業者、飲食店、酒類販売、駐車場管理者なんです。山形県は、それに加えてタクシーと自動車運転代行業者に、自分たちが自ら広報活動を充実させることによって、もっと言うと、自分たちを使ってもらうことによって、結果、飲酒運転が減りますよという広報をしていただくという項目が入っています。業者にはお願いしているんですが、ちょっとお願いの仕方が違うという、そんな感じの捉え方ができるんじゃないかと思います。業者として出ているのは、まさしくその4業種、タクシー、代行は山形県なんかは少し角度の違う形で書かれているという感じだと思います。

委員：今、考えてみると、この4業種、運送業、酒類を提供する飲食店、酒類販売者、駐

車場管理者、これ以外になり得るような特定の事業者の分類ってまずないんでしょうね。この4つの中から入れる入れないということで意見集約はされていくのかなという感じを今受けました。

委員：これでマックスと思います。

委員：タクシー、自動車運転代行に対して自らの業の広報をしっかりと、飲酒運転を撲滅するのに協力してくれということを加え出すと、例えば、損害保険会社に対して、できるだけ損害保険全体のリスクを減らすために一所懸命広報しなさいとか、そういう話にもつながるので、多分4業者ぐらいなんでしょうね。その辺、皆さん他にもあるんじゃないという意見があるかどうかを確認していただければと思います。

委員：皆さん、どうですか。大体他県条例、また、我々の考える中ではこの辺りで、その範囲で特定事業者をどこまで明記して、そこに何を求めていくかという範囲かと思えますけども。

委員：そんなところだと思います。駐車場、これは所有者なのか管理者なのかというところの違いがあるかと。

委員：これは書きぶりとして難しいと思いますね。所有者と管理者がイコールではないところもあると思うので。

委員：人がいないところもあるわけですね。

委員：加えてちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、駐車場所有者や管理者に求めるのを、果たして立法事実としてどこまで具体的に求めるものがあるのかというのは、ちょっと見えないところがあると、私の個人的な感想としては持っています。

委員：結構あるんですよ。お金を入れるだけで駐車場の所有者もいなければ、管理者もいないところもかなり。あと、いても、所有者でなくて、管理者かなというところですね。

委員：駐車場に関しては、具体的なイメージでいくと、駐車場の出口に「だめ、絶対飲酒運転」という掲示をしっかりと目立つような、それを掲示してもらおうというぐらいのことかなと正直思うので。そこからいくと、所有者になるのかと。そこへ看板を立てていいかどうかという判断をしていただく方だと思います。あと、加えて委員のおっしゃったところでも、その4業種、細かく、損害保険会社とかも確かにそうですが、そのあたりは後のここからブレイクダウンしたところでしっかりと詳細を調査して、我々も書き加えていくということ。条例上は象徴的なところでイメージ持ってもらったほうが、県民の方には分かりやすいのかとは私は思います。

委員：そうしましたら、大体このあたりでまずどこまで求めていくかという業者をまとめ

させていただければと思います。皆さんの聞いている範囲において、飲食店業者、酒類販売業者、このように直接的にお酒を提供することを生業としている業者を特定事業者として、そして、この事業者の努力から特出しで明記をするという辺りでまとまるのかなど。今、委員が言われたタクシーと自動車運転代行、これは山形県の例を見ると、広報を努めることによって、自分たちを使ってもらうことによって、飲酒運転が結果少なくなっていくということで、これはもし入れるとすると別立ての形で入れた方がいいかと。ベクトルが違ってくると思うので。その辺も含めて、まず、具体的な何か努力としてお願いをするところに関しては、まず、この飲食店業者及び酒類販売業者という、この2つの特出しでよろしいですか。そうしましたら、そこに具体的に条例上、例えば、他の条例なんかを見ますと、お酒を飲んでいないかどうかということを確認する確認努力義務とか、あと、文書掲示ですね、飲酒運転はだめですよという文書掲示をお願いするとか様々あるわけですが、そのあたりをどのように書き込んでいくか、この辺のところのご議論をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。他県事例を見ると、一番多いのが文書掲示だと思います。それと、あと見受けられるのが確認ですね、酒気を帯びていないことを確認する、これを求めるという、ここまでの明記があるところ。大体この2つかなという感じがしますが、どうですか、皆さんのご意見。

委員：疑問形の投げかけで申し訳ないですが、特定事業者に求める部分というのは、前言われたように文書掲示がものすごく具体的にそこに集中して書かれている部分があって、おそらく実際の啓発活動の中ではそれだけじゃない、いろんなものも含んでいると思いますし、もちろんはじめに県民の努力の中で県の、あるいは県等の施策に協力するという部分があるものの、基本的には県等の施策に協力する部分という文言はほしいと思いますし、何か包含するものを。それに付け加えて、そういう文章の掲示についても書いておくことの必要性がどれだけあるのかというのは分からなくて、どの条例もそういう書き方をしているので、そう書いておかないとなかなか協力してもらえにくいのかなというイメージを持ったんですが、皆さんどんなふうに考えられるかお聞きしたいと思いますが。

委員：思うに、文書掲示等を条例中に入れたとしても、文書掲示等、要するに「など」と入れて、一つ象徴的なお願いとして書いてあると。やっぱり大事なものは、例えば、「等」と書きながら、今、委員がおっしゃったように飲酒運転根絶に向けての施策への協力をするものとするとか、飲酒運転根絶に向けての必要な措置を講ずるようする

ものとするとか、書き方としてはそういう書きぶりになってくるかと。文書掲示だけをどんと入れるのは、ちょっと条例中には確かにそぐわない雰囲気はありますね。けども、象徴的に何か一文は入っているというのはありという感じはしますが。どうですか。

委員：他県を見ますと、さっき委員がおっしゃった飲酒の確認ですね。飲酒運転をするおそれがないかの確認。それと、文書掲示はあるんですが、宮城県や福岡県ですと、実際お酒を提供してはだめですとか、飲酒運転をしそうなら防止策を講じなさいとか、そこまで書いてますよね。そこまで書くのかどうかということも含めて議論をしていただけるとありがたいと思うんですが。

委員：確かに宮城県ですと、飲食店営業者の責務で第6条なんかを見ますと、飲酒運転をするおそれがある者に対して酒類を提供してはならないというふうに書いていますね。第2項では、飲酒運転をするおそれがある者に対しては、必要な措置を講じなければいけないと。これは確認、努力義務に近いのかもわかりません。第3項に関しては、防止を呼びかける文書等の掲示をするという必要な措置を講ずるよう努めなければいけないと、こういう書きぶりですね。

委員：委員がおっしゃった文書掲示だけを条例にわざわざ書くのはというのは、確かにそれだけを見ると非常にどうなのという、そこだけ、バランスの問題も含めてある中で、今、委員がまとめていただいたように、文書掲示というのは本当に象徴的な取組ですよね。そういう中で、文書掲示等、飲酒運転を防止するための必要な措置を講じなければならないという文言にすれば、やっぱり我々として酒類提供者、酒類販売者に求めるべきところは、象徴的な文書掲示ですが、求めているところは、飲酒運転防止のために原因を作りやすい皆さんに必要な措置をお願いしますというところまで踏み込めば、書く意義があるのかなというのが私の意見です。一方で、お酒を提供するなというところまでは、また、確認しなさいというところについては、今の道路交通法上、提供した側も罰せられるという法律の規定がある中で、あえて条例上それを書き足すことは必要ないのではないかと私は思います。

委員：分かりました。ほか、どうですか。

委員：飲酒運転をするおそれがある者に対し酒類を提供してはならないのは、どんな場合ですかね。

委員：宮城県の例ですか。これは宮城県に聞かないと最終的には分からないですが。

委員：おそれのある人といったら車に乗ってきた人ということなのかなと。入ってきたと

きに車に乗ってきていますか、乗ってきましたといったら、出したらいけないということになってしまうんですね。

委員：少なくともこの条文を読むと、明らかに車を運転してきて、明らかに酒を飲んで帰るということが想定される者に対しては、最初から酒を提供してはいけないということですね。ないしは、例えば、多量飲酒者であるとか、明らかにアルコール依存症の気のある人は、酒を所望しても提供してはいけないというところまで書ききってますね、この宮城県のは。そういう内容だと思います。

委員：明らかにする前に、車に乗ってきた人には出すなということじゃないですかね。

委員：そこまでは言い切れませんが。仮に車を置いてタクシーで帰るとか、代行を頼むとかということはある得ますから。

委員：おそれがある者に対してなので、おそれはどう解釈をするかですね。

委員：これはまさしくおそれで、非常に書き方としては、他県のことをここまで言うのであれば、曖昧な書き方ではありますね。けれども、今回、特定事業者に対してどこまで書くかということも含めて、特定事業者を特記するのは、一般の事業者よりもそこは一段の意識をしてもらいたいと、飲酒運転根絶・防止に対して、ということを書いていることだと思うので。だから、今の議論も特定事業者として酒類を提供する飲食店、酒類販売業者は書こうと。これは一段の飲酒運転防止に対しての意識をしてもらいたい事業者であるということですよ。そこに対してどこまで求めるかというところで、まさしく今、議論をしていただいていると。今、提供してはならないとか確認うんぬんまでというのは、既に道路交通法とかにあるので、そこまではこの条例には書く必要はないんじゃないかと。しかし、文書掲示等という一つの象徴的なものを入れながら、飲酒運転根絶に対する取組を努めなければいけないという書き方までではないのではないかと。それはあくまでも理念条例の範囲としてとらえると、その条文は意識として強く持ってもらいたいと。仮にそういう取組がなされている場合、表彰ということでそこも一つ抜き出してもいいんじゃないかというのは、また別のところに移りますが、委員の意見としてあるという感じだと思います。

委員：山形県の書き方が上手に書いてあると思ってみているんですが。15ページになるのかな、横書きの第9条のところ。酒類を提供する飲食店を営む者、酒類販売業、その他、酒類を取り扱う者。駐車場のことにも触れているんですが。駐車場法に規定する路外駐車場で有料のものを所有し、又は管理する者は、利用者に見えやすい場所に飲酒運転の撲滅を呼びかける文書等を掲示するなど、飲酒運転の撲滅のために必要な

措置を講ずるよう努めるものとする。「など」ということでほかにもということをお願いしていますし、具体的には文書掲示ということを出してもらっているので、こういう書き方はいかがかと私は思いました。

委員：山形県の第9条2項で、かつ、この駐車場は省くということですね。

委員：そうですね。ただ、駐車場を入れるということであれば、こんなことかなと思いますが。

委員：今、いったん2つにしようとしたものですから。今のお話は、山形県の第9条2項において、何を求めるかというところにおいて、飲酒運転の撲滅を呼びかける文書等を掲示するなど、飲酒運転の撲滅のための必要な措置を講ずるよう努めるということ、主語はまさしく飲酒運転撲滅に向けての必要な措置を講じていただきたいと。文書掲示はあくまでも「など書き」の一つとして入っているということですね。ほか、どうですか。大体このあたりでよろしいですか。

委員：私のイメージは、宮城県の第6条で、第2項では、飲食店営業者等は、酒気を帯びた客が自動車等を運転することとなるおそれがあるときは、これを防止するために必要な措置を講じなければならない。また第3項で、飲食店営業者は、客の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書等を掲示する等、飲酒運転を防止するため必要な措置を講じるよう努めなければならない、というのでいいかなとは思いました。ただ、こだわりません。中身が入っておれば、一つの文章で山形県のように文書を掲示するなど飲酒運転を防止するという一文でも構いませんので。

委員：宮城県の第6条2項はちょっと踏み込んでおるんですね。1項はさらに踏み込んでおるんですが。だから、この第3項と山形県の第9条2項は非常に近いものがあるということ。

委員：そういう意味では、委員の言われた案でいいと思います。

委員：委員が言われるように具体的に記述してもいいかと思しますので。どちらでも構いません。

委員：この山形県のほうの第2項は、通報ということではなく、そこまではいかないのかな。

委員：通報までは入ってないと。

委員：通報じゃないとすると、これは何かという。

委員：まさしく飲酒運転、ここは撲滅という言葉を使っていますが、のために必要な措置を文書掲示等を主体的に酒類提供者及び酒類販売者として意識してもらいたいという

ことで、これに通報努力を入れている認識はないと思いますね。

委員：私も山形県の第9条2項のレベルでいいかなとは思いますが。

委員：そうしますと、少しまとめさせていただきます。3の(3)で、まず、事業者の努力については、事業者はその事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に資するための取組を行うよう努めるものとするということで、この特性を勘案しつつという部分から、すべての事業者に対してその意識付けをする。ないしは、基本方針又は計画にもう少し書くかどうかというところがありますが、そのうえで、さらに特定事業者としてより一段の意識を持ってもらいたいという部分で、飲食店業者及び酒類販売業者に対して、文書掲示等という言葉は象徴的に少し入れながら、飲酒運転の撲滅、今、本県でいきますと、多分ここは根絶になるとと思いますが、前文との整合性を見ると。飲酒運転の根絶のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。こういう項目を特定事業者の努力として入れると、こういうことでよろしいですか。よろしいですね。では、これを事業者の努力の次に入れると。事業者の努力というので1条、ないしは特定事業者の努力ということで1条にするのか。それは正副にお任せいただいていいですか。では、次に、この事業者の努力のところ、たたき台案では従業員教育という言葉までは入れておりませんが、これを入れてはどうかというご意見も意見シートの中ではないかとおるところでございます。この部分を入れるかどうかに関しましては、皆さんいかがでしょうか。

委員：特定事業者は酒類販売と飲食店ですね。

委員：そうです。

委員：従業員教育ってそこで。

委員：従業員教育については、議論が戻ってすいません。あくまでも今の特定事業者の努力というのは、飲食店業者と酒類販売業者に求めるものとして、今皆さんにご決定いただきました。この括弧書きの次に従業員教育を規定するかどうかというのがここに書かせていただいております、これは事業者はというところに戻って、この事業者はうんぬんというところには従業員教育をするようにというのは書いてないんですが、皆さんの意見シートの中には従業員教育を入れたらどうかという意見もありましたので、それを全事業者に対してですが、入れるのかどうかというご議論を今からいただくということで。前後してます。どうですか、ここはもういいですか、そこまでは明記しなくても。

委員：事業の特性を勘案しつつという言葉の中に含まれていると思いますので、そこで読

み込むということによろしいかと思えます。あとは基本方針なのか、基本計画なのか、事業を実施していただく側の中でそういう意識を持った取組は入れていただきたいということだけは、委員のほうから何らかの場面で言っていたければよろしいかと思えます。あと、もう一つ、角度が違うんですが、ここは事業者という個々の法人等を意識していますが、事業者団体を含むか含まないかというところはどう整理されていますか。

委員：ここまで詳しくまだ考え切れていませんが、そこ事務局どう、この事業者で入れ込むことができるか、明記したほうがいいのか、少し見解を。

事務局：他県には確かに事業者団体と分けているところもありますが、今回、事業者一般を広くとらえたうえで特性を勘案し、と言っていますので、この事業者には個人営業者から団体も含めているという理解で大丈夫かと思えます。

委員：よろしいですか。

委員：はい。逐条解説なり条例解釈の範囲でそういうところを明確にしておければよいか。条例でわざわざ団体と分けて書く必要もないということでも理解させていただきます。ここも実際の様々な施策を打つ段階において、当然事業者をターゲットにしたことと事業者団体をターゲットにしたこと、それぞれの役割に応じた施策はまた違ってくると思うので、そこのブレイクダウンしたところでしっかりとした対応を、事業者は事業者、事業者団体は事業者団体にしていただけるような申し送りというか、思いをどこかで残しておいていただければありがたいと思えます。

委員：ありがとうございます。今回のたたき台案の一つの方向性として、できる限りすっきりさせたいというのが正直言っています。すっきり表記したいというのがあります。そのうえでより細かく説明が要るだろうというのは、今おっしゃっていただいたように逐条解説なり、ないしは、執行部とのやり取りの中でその思いをしっかりと伝えるなり、ないしは、また最後に議論をすることを皆さんにお願いしていますが、定義を設けるのか、逐条で収めるのか。思いとしては入っているということを確認をさせていただきたいということです。よろしいですか。では、従業員教育はどうでしょうか。ここまでは明記はよろしいですか。では、今回は条文中には事業者の努力として従業員教育までは明記はしないということによろしいですか。ありがとうございます。そうしましたら、少し戻って、「3(2)県民の努力」ないしは「3(3)事業者の努力」について、ある程度内容が固まったわけですが、この部分でたたき台案では努力というふうにさせていただいておりますが、ここを「県の責務」のように責務と表記をし

てはどうかというご意見等もいただいております。内容等を加味する中で、どういう表記にするのかご議論をいただければと思います。事務局としての何か意見はありますか。どうぞ。

事務局：どちらも努力規定で、特に責務にしたからどうだ、努力にしたからどうだということではありませんので、この条文のイメージにあった形で決めていただければと思っています。

委員：分かりました。表記が変わることによって確かに条文の意味が変わるといのはおかしいですので、おそらくイメージの問題だと私も思いますが。

委員：こだわりたいとこなんです。なぜかという、県が何しようが事業者が何しようが、自ら飲酒運転をしなければそれだけで済むんです。誰も何もしなくても。一番のポイントはそこなんです。自分が飲酒運転をしないというところが一番のポイントなので、責務という言葉を使ってほしいという思いがあるわけです。

委員：ほか、皆さん、どうですか。

委員：イメージということならば、今、ご議論いただいた内容からすると努力が近いかと。また、県のほうは責務で、やはり県民であるとか事業者というふうに対象の皆さんということにすると、責務と努力というように分けて書いたほうが、よりイメージしやすいかとは感じました。

委員：ありがとうございます。ほか、どうですか。大体よろしいですか。では、まとめましょう。委員の思いはすごくよく分かるんですが、県民に対しての自主的な取組を求めていきたいということで責務に書いたらどうかと。けど、今回の条文の内容を見ると、やはり努力というほうがよりの確な表現かとも思っておりますので、そのあたりで収めさせていただければと思っております。どうぞ。

委員：収めましょうか。

委員：ちょっと県民の責務まで書くと書きすぎかという。思いはすごくわかるんですが。

委員：そもそも自分の責任で自分らでやらないといけない話なんですよね。飲酒運転をしないというのは、県に何かをしてもらって飲酒運転を止めるんじゃないですよね。事業者が何をしてじゃなくて、自分らが飲酒運転をしてはいけないと思って自分らがしなかったら、極論、条例も何も要らない話、誰の努力も要らない話で、一番責任があるのは県民なんです。

委員：そういった意味で当初の案から自主的な取組ということを入れたらどうかと。その思いは十分当初案よりも入り込んでいるのかなという部分

がありますので、その辺のところ。全体的な内容を見ると、今、委員言われたように、県の責務と県民、事業者の努力という分けがあることによって、少し意識付けもいいのかなど。大体他のところはずらっと一緒ですが、あえてここを違えているというのは。

委員：委員に任せます。

委員：ありがとうございます。そうしましたら、思いは十分前回のところで反映させていただいていますので、表記としては県民の努力、事業者の努力ということでよろしいですかね。ありがとうございます。では、続きまして、公務者の率先垂範をこの条例に規定するのかどうかというところでご議論をいただきたいと思っております。これに関しては、他県の先進事例を見ますと、大分県、宮城県は、その条文がありません。山形県以降、山形県、沖縄県、福岡県は、この条文が入っております。その一つとして山形県の議論の中で、議員の飲酒運転事案があったと。それが山形県の場合、この条例をつくる一つの原因になっているということで、この内容を入れたという説明をいただいたことを記憶しております。そのうえで、本県として公務者の率先垂範という項目を入れるのかどうかというところで、皆様のご意見をいただきたいと思えます。

委員：事務局に教えてほしいんですが、我々議員については、議員の倫理に関する条例がありまして、その中に当然この飲酒運転防止ということも入っている、自分自身も飲酒運転してはだめですというのは入っているという理解をしています。他県でいう執行機関の長であったりとか、職員であったりとか、そういった方々については、何か別の条例でそういう規定があるかどうか、分かれば教えてほしいのですが。

事務局：こういう書き物的なものには載っておりませんので、無いかとは思いますが。

委員：逆に言うと、例えば、職員の場合、飲酒で事故を起こしたら免職だとかいうのは規定の中で定められているわけですね。条例という法律単位ではなくて。だから、前提として条例にする以前にそういう公務に携わる者はしてはだめだというのは前提にある。先ほど委員が、飲酒運転はしないというのは当たり前だという、そこからスタートしているのと同じで、個人の責務として義務として。そういう前提があるから法的な条例で定めているものではないという、そういう認識をさせてもらっているのかね。

事務局：処分をするときなんか基準はございますので、そういうものはございますが、一般的には法律の中で地方公務員法の中で信用失墜というのが大きくかかっています

ので。

委員：信用失墜という地方公務員法かなんかの流れの中においてガイドラインがあるという部分で明記されているということじゃないですかね。ほか、どうですか。

委員：そういう意味でいけば、わざわざ入れる必要もないのかなという気はしております。ただ、特に議員については、我々は倫理に関する条例がありますので、そこで読み取れると思っております。

委員：ほか、どうでしょうか。

委員：私も特別に書かなくていいと思います。なんでかという、そういう方々が飲酒運転をした場合は社会的制裁を受けますよね。だから、特出しする必要がないと思います。

委員：分かりました。ほか、どうでしょうか。よろしいですかね。実は私、意見シートにこれを入れているんです。入れてはどうかということで、これをなぜ私が入れたかという、今回、議員の側からこの根絶条例、防止条例を求めている県民等に対して、我々も何らかの規定をバランスとして入れるべきじゃないかという意識で入れておったんですが、条例本体そのものを考えると、流れとしてはすらっとした流れにはならないと思うのと、当然職員についてはガイドライン、我々については倫理条例等で明記されてて、その意識を持つのは当然のことですので、あえてここに入れることまではいいのかなと私も、意見シートを書いた立場ですが、感じているところではあります。

委員：前文なり、提案理由のところ、委員がおっしゃっていただいた思いを言っていたらどうかと思います。我々議員がまず率先することは当然のことながらということで、この条例に基づいて三重県から飲酒運転を根絶するんだという、前文がいいのか、提案説明で言っていただくのがいいのか、そこはお任せしますが、そういう形での思いは残していただくのは私は大事だと思いますので、意見を申し上げさせていただきます。

委員：ありがとうございます。そうしましたら、この公務者の率先垂範については条文中には規定はせず、入れるとしたら、我々のこの条例を作った側の自覚として当然であるということなどを前文等に入れる。ないしは、入れなかったとしても、その意識であることは当然であるということでもとめさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。そういった方向でこれは入れないということにさせていただきました。続きまして、「4基本方針」についてであります。少しここは時間が経ってい

ますので確認をいたします。「県は、3(1)(県の責務)の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本方針を定めなければいけない。」「(2)基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。ア教育及び知識の普及に関する事項、イ再発防止のための措置及び受診義務に関する事項、ウその他飲酒運転の根絶に関して必要な事項」「(3)知事は、基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを議会に報告するとともに、公表しなければならない。」「(4)知事は、毎年1回、基本方針に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」という内容でございます。ここについて、皆さんから意見シート等で意見をいただいております。検討したいところは、1つ目には、基本方針の策定及び変更につき、たたき台案は議会に報告、公表ということにしております。報告するとともに公表としておりますが、これを議決対象とするかどうか、これが1点でございます。2点目に、数値目標をこの基本方針に設定するかどうか。設定する場合、何に対する数値目標とするのかどうか。このところが2点目でございます。それで、宮城県等を調査する中で、私自身が素朴に感じているのは、今回ここは基本方針となっておりますが、基本計画という表記のほうが、より具体的な内容が作られるのではないかという意識を調査のときに感じております。それも含めて勝手ながらご議論を賜ればと思っておりますので、そういったところを含めてよろしくお願いをいたします。3点ほどまとめて皆さんのご意見等をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

委員：まず、議論の参考として、以前もこの基本方針なり基本計画なりというお話をさせていただいたときに、県民力ビジョンにどう書かれているかチェックしたいということをお願いしました。県民力ビジョンを今日持ってまいりまして、該当のページを確認しました。「交通安全のまちづくり」という施策があるんですが、この中には飲酒運転という言葉が取組方向の文章の中に一ヶ所だけ書かれております。数値目標については、交通事故死者数という大きなくりの中で県民指標はございまして、それから、基本事業の目標項目、県の活動指標としては、先ほど申しました交通事故死傷者数という県民指標と同じものと、あと、信号機の整備箇所、あと、シートベルトの着用率、これが数値目標として挙がっているということで。もちろんこれは施策として重要なことでございますし、県民力ビジョンとしては申し分ないんですが、我々の今議論している飲酒運転ということにフォーカスした場合、少しもの足らなさがあるというのが現状ということを、まず、議論の前提として情報提供させていただきます。

委員：それはあくまでも交通安全全般としてとらえている部分でしょうか、そういう形

になっているという。その一つとして飲酒運転に対する施策があるけども、数値目標まではそこには出ていないと。数値目標に関しては、信号機の設置数とシートベルト着用率ということですね。そのうえでどうですか、皆さん、ご意見を。分けて議論していったほうがしやすいですか。全体がリンクしていくような感じがするものですから。

委員：前の検討会のときにも事務局に基本方針と基本計画とどう違うんですかということを確認させていただく中で、基本計画というほうがより具体的な施策であったり、事業内容であったりというものが、より書かれているものであろうというご説明をいただきました。基本方針というのは方針であって、方向性が書かれておる、具体的な事業がそこにかかわるかどうかということまでは担保されていないようなイメージで理解させていただきました。そのうえで、県民力ビジョンを見せていただく中で、さっき申し上げたような現状を踏まえますと、私は、やはり先ほどの特定の事業者に対してどういうことを求めていくんだとか、事業者団体に対してどう求めていくんだということを、我々としてもしっかりと県が取り組んでいるかどうかを、今後チェックしていくうえにおいても、基本計画という形で、誰に対してどういう施策をいつまでにやるんだというところの具体的なアクションが書かれているものが、やはり示されるべきではないかと思います。ただ、それを議決対象とするかどうかということについては、そこまで縛ってしまうのもいかなものかと。当然予算が伴う。それから、この飲酒運転の撲滅、根絶については、まさに委員が言われているように、県がどれだけ頑張っても限界がある中での話ですので、いろんな協力者のご協力もいただく必要があると、そういう施策の性格上、議決には馴染まないんじゃないかという思いをしています。私自身が記述して議論していただきたいと投げかけて申し訳ないですが、施策の性格上、議決に馴染まないんじゃないかという理解を今しておるところでございます。

委員：ほか、どうですか、皆さんからご意見。

委員：私も委員の言われることに賛同させていただくんですが、特に後の議論になります。県が定める中に教育、知識の普及の事項だとか、再発防止のための阻止だとか、受診義務に関する事項だとか、こういうことを入れていくと決めていくとすると、それは方針というものではないのかと。具体的な内容施策の進め方が記載されていないといけなないので、そういう意味では基本計画というほうが適しているかと思います。議決の有無については、もう少し皆さんご意見を出していただいたらと思いますが。

委員：ありがとうございます。ほか、どうでしょうか。

委員：議決のことについて意見を述べさせていただきますと、私も計画にしていけることは賛成です。条例自体が割と漠然としているという語弊がありますが、そんな計画の中でしっかりと落とし込んで、本県としては何をやっていくということが明確になっている。施策が展開されている色々な事業が行われていくという形で、ただ、議決までいくと、例えば他県と比較して、本県の飲酒運転の検挙者が多いとか、交通安全という施策をやっていく中で、飲酒にかなり注力しなければならないというような状況であれば、これは議決対象として我々もしっかりとチェックしていくというところは必要なのかもわかりませんが、まだ本県はそこまでは至ってはないかという中で、もちろん報告はしていただきたいですし、県民の皆さんにもしっかりと遅滞なく公表していただくことは必要だと思いますが、そこまでのところではないかと。交通安全施策の中での他とのバランスということも考えると、議決対象とするべきではないと感じているところです。

委員：ありがとうございます。ほか、どうですか。私も委員の立場ですが、意見を申し述べさせていただきますと、やはり方針というのは一つの方向性、ベクトルのような気がしています。計画となると具体的な内容を書き込んでいくと。宮城におじゃましたときに、基本方針に基づいて書かれている内容というのはあまり具体的じゃなかった。やはり方向性の範囲かと。宮城県は県の責務の総合的な施策というところにおける施策でぐいっと書き込みがあったんですね。そうすると、やはり今回の場合は、ここは方針ではなく計画として、そのうえで進捗なり達成状況等も各項目について報告、また公表をしていただいたほうがいいんじゃないかと思うのと、やはりそういう計画にしたほうが、この原文では策定変更のときにおいて報告、公表。さらには、知事が毎年1回、報告をとっていますので、より達成具合が見やすいのかなと思いますので、ここは基本方針とたたき台案はなっていますが、計画というようにさせていただいたほうがいいのか。そのうえで議決対象とするかどうかに関しては、私は毎年1回、計画内容を報告、公表ということをもって十分その状況を果たすのかなと感じているところではあるんですが。ですから、この毎年1回の報告、公表をもって、また、変更時においても遅滞なく報告、公表で十分じゃないかとは感じておるんですが。そういう方向でよろしいですか。そうしましたら、この4については、当初、たたき台案では「基本方針」となっておりましたが、ここをより具体的に書き込みをしていただくということで「基本計画」と。ですから、条文中における基本方針という言葉もす

べて基本計画ということにさせていただき、そして、議決対象とするかどうかに関しましては、策定及び変更時における報告、公表並びに毎年1回の実施状況における報告、公表ということをもって、議決対象とまではしないということで決定をさせていただきたいと思います。そして、もう1点、数値目標を設定するかどうか。設定する場合、何に対する数値目標とするか、これを条文中に書き込むどうかについてご議論をいただきたいと思いますが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

委員：これも先ほど委員が言われた話のレベルで、数値目標を定めて何かぎゅうぎゅうにしていかなきゃならないという環境でもないところを考えると、ある程度やるべきことは大体見えてきているところもありますので、執行部のほうで判断してつくっていくというレベルでいいのかなとは思いますが。

委員：私も条例上、数値目標について言及する必要はないかと。ただ、今後、本条例が制定をされて展開していく中で、ビジョンの中でとかいうことで何か特出しでこれは数値目標を掲げて事業をやっていきたいと。本当にこの部分が根っこなので何かやりたいということであれば、執行部の方でそれはまた別で、基本計画の中にもしかしたら入れてもらってもいいですし、それとは別で交通安全の施策の中で1項目を起こしていただいて、その中には数値目標があるということになってもいいのかなとは思っています。

委員：ほか、どうですか。

委員：条例上は数値目標を置きなさいという規定は必要ないかと思えます。ただ、県が今オールインワンシステムという中で、プラン・ドゥ・チェック・アクションをしていく仕組みをやっていく中で、当然計画の中には、それを把握するための参考となる数値目標はあってしかるべきだという前提で思っておりますので、あえて条文で書く必要もないかというところがございます。

委員：どうですか。

委員：確認ですが、議決もしない中で条例にも書き込まないとなったときに、委員が今言われた部分の担保というか、その持っていき方はどう考えればいいですかね。目標数値は当然あってしかるべきと委員はおっしゃっていただきましたが、何も書かないので、じゃ、数値目標をつくらないとは考えにくいですが、それを担保するものは逆に何も無いということになるので、そのあたりは大丈夫ですか。

委員：これは非常に紳士協定的な話になるかと思うんですが、少なくとも委員としてどこかの公の場面でおっしゃっていただく際には、基本計画の中には数値目標を置いて、

内からも外からもチェックできる仕組みを作っていただくことは期待しているところであるという言葉はどこかで言っていただく。それを担保にチェックしていく方向かと思っています。「歯と口腔の健康づくり計画」のように議決対象にするとすれば、当然委員会等で出していただいて、我々も数値目標のことについて言える機会があります。確かにそのあたりは、この条例に基づく基本計画ですと、委員会で取り上げる必要もないと言えば取り上げる必要もなくなってしまうかもしれませんが、そこは議会の中でも所管の委員会ですっきりと議論をしていただくことを委員から申し送っていただく等の形で、意識して担保していかなければいけないとは思いますが。

委員：まさしくその部分を前文の中にしっかりと謳うというか、数値目標という意味じゃないんですよ。本県から飲酒運転を根絶していくんだという強い姿勢を前文の中で示していくということで、そこからこの基本計画を策定するという条項があれば、自ずと根絶に向けての事業があって、それに向けては数値目標も設定をし、強い姿勢で臨むという意味を持ってこの条例を制定したらどうかと思います。それが、委員がこの条例案をご提案いただくときの提案内容に盛り込まれることにしていただければと思います。前文は非常に重いものだと思いますので、そこをしっかりと書き込むことも一つの方法論かだと思います。

委員：基本方針は、今基本計画にするとお決めいただいた部分がありますので、おそらく基本計画の中には、数値目標なり目標とすべき数や方向性、これは当然計画ですから、無い方がおかしいと思うんですね。そういった意味においては、ここに別に書き込まなくても、やはりそれを受けて当然基本計画も、例えば、3ヶ年にするのか4ヶ年にするのかわかりませんが、目指すべき方向性として一つのそれがあったほうがいいたろうという項目に関しては、数値目標が出てくるだろうという部分で、これは今、紳士協定という話もありましたが、当然私は示されていくものだと思いますし、また、知事が毎年1回、議会に報告、公表という意味においては、当然調査事項としてのタイミングにおいて所管の委員会にも進捗状況等は出てくるであろうと期待できますし、それを例えば、言葉としてこちらでも強く伝えていくということは十分できると思いますね。そこが明文化までしたほうがいいというのであれば、基本計画を策定しなければいけないというところで、基本計画については数値目標を入れなければいけないと、ここに入れることもありかと思いますがね。数値目標も含めた基本計画を策定しなければいけないとかですね。けど、一般的に考えれば、基本計画ですから、数値目標のない基本計画というのは考えづらいとは思いますが。そういう形の方向性でよろしいで

すか。そこは言葉としてしっかりと伝えていながら、条文中には基本計画としたということをもって、数値目標も含めた計画をつくることとか、数値目標を書かなければいけないとか、そこまではよろしいですかね。分かりました。ありがとうございます。そしたら、10分ほど休憩いたしましょうか。ここで3時まで休憩を取らせていただきたいと思います。

(休憩)

委員：それでは、休憩前に引き続き、検討会を開会をいたします。続きまして、「5 教育及び知識の普及」から皆さんのご意見を賜りたいと思います。確認までに今一度、たたき台案を朗読させていただきます。「5 教育及び知識の普及(1) 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。(2) 小学校、中学校、高等学校、その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。」これが、5 の内容で、2 本柱の一つとして今回、重視する対策に規範意識の定着や向上が必要じゃないかということで、教育及び知識の普及という内容を入れさせていただいております。そして、まさしくここがその項目で、一つの特徴としては(2)で教育機関に対して、その性格に応じた飲酒運転に関する教育を行うよう努めるというのが、一つの本県の条例案の特徴であるというふうに思いますが、皆さんのご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。参考までに福岡県の第31条を見ていただきますと、飲酒運転防止教育ということで、ここは小学校、中学校にあってはこういった教育を、高等学校にあってはこういった教育を、大学等にあってはこういった教育をという、そういう書き方をしておるんです。本県の今検討しているのは、細かくは書かずにその性格に応じたという表現を使って、まさしく今、皆さんにご決定いただいた基本計画のところ、交通安全教育に加えて飲酒運転根絶に向けた教育を行っていただく、その計画をおつくりいただくという部分でこの内容があるのかと考えております。福岡の第31条に飲酒運転防止教育とありまして、年齢、生活環境等を踏まえて飲酒運転防止に関する教育を実施するようというので、小学校、中学校はこういう内容、高等学校はこういう内容、大学等はこういう内容というふうに具体的には項目も明記して福岡なんかは書いておるんです。本県の場合は、たたき台案ではそこまでは書いてはないんですが、結構このあたりまでの期待しているところは、正直言ってあります。

委員：正副座長案で(1)で県が行う教育及び知識の普及のために必要な措置というのが、何か具体的なイメージなりがあるのかないのかというのを教えていただきたいのと、あと、教育機関は飲酒運転根絶のための教育を行うよう努めるものとする、福岡県の場合は実施するものとするということで、ほとんど義務に近いんですが、ここは努力規定でとどめていただいている案のところのお考えが、どういう背景があったのかというのを教えていただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：まず、5の(1)の具体的な内容が何か検討されているのかということに関しては、既に行っておる普及・啓発等あるわけですが、それにさらに具体的な内容を入れていただきたいというのがあるのと、例えば、記念の日を設けるかどうかは今後の議論ですが、そういった部分において飲酒運転根絶に向けた県主催の講演会を主催していただくとか、そういったキャンペーンをしていただくとか、そういったワークショップを開いていただくとか、こういったものも出てくるのではないかと思います。ここは飲酒運転を行った者に対してやる場所ではありませんので、全般的な部分ということでは、やはり教育・普及・啓発というところになってきて、具体的には私は、講演会とかワークショップとか、そういったことなどが出てくるのではないかと思います。それと、5の(2)で努めるものとするさせていただいたのは、義務規定にせず努力規定にしたところの特段の理由はありません。やはりここは柱として掲げているわけですので、皆様のご議論をいただいて教育を行うとすることも不可能ではないと思いますが、事務局、補足的にどうぞ。

事務局：努力規定にしてあるのは、義務づけにすると、極端に言うと、教育の自由との関係が出てくると思ひまして、それとの兼ね合いで「努めてください」としました。

委員：ありがとうございました。

委員：そうすると、条文の書き方として努めるものとするというのから、しなければならぬという義務と、福岡県のように教育を実施するものとするというのは、ポジショニングとしては努力規定の部分と義務規定の部分でいくと、どちらのポジショニングになるんですか、解釈として。

事務局：今、文献を持って来てないのですが、「ものとする」だと義務まではいかないかと。

委員：義務まではいかないけど、努力よりはもう少し強制力はあるという認識でよろしいわけですか。

事務局：ニュアンス的には強い感じだということだと思います。

委員：今、事務局が補足していただいた、いわゆる教育の自由というところまでいくと、確かにしなければならないはちょっと書きすぎているかという感じがしますが、ここはそういったことも含めて、全くの当初案にはなかったものをあえて入れましたので、努めるものとするという少し優しい書き方にしていますが、講ずるものとする上の5の(1)とそろえても、今言った心配の案件にまでは引っかかっていかないかとは思いますが、ほか、どうですか。

委員：先ほど委員からも数値目標の絡みの話等でもあったんですが、これから議論していく教育であったり再発防止の措置であったり、受診義務、相談、情報提供、こういったこれから規定していく条文のことについては、当然基本計画で具体的なアクションが書かれていくというのが条例としての全体構成という認識でいいんですか。

委員：まさしくこの具体的なところに関しては、基本計画にということで、アに教育及び知識の普及、イに再発防止及び受診義務、ウでその他の根絶に関する必要な事項、これにまさしく情報提供は入ってくるわけですが、書き込まれていくという認識で、そういう組み立てで基本計画の中身も書かれているし、この後半もその流れでいくという認識です。

委員：その前提で考えますと、ほとんどが「何それをするものとする」という表現で統一していますので、ここの部分も小中高等学校教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うものとするという内容でいいというのが私の意見です。

委員：先ほどの意見は、5の(2)のところで、根絶に関する教育を行うよう努めるものとするというのを、根絶に関する教育を行うものとするというふうに表現を変えたらどうかということですね。分かりました。ほか、どうですか。この「その性格に応じた」という言葉は、ここ大分悩んだうえでこの言葉を置いているんですが、よろしいですか。ほかになかなか適切な言葉が見つからなくて。

委員：例えば、その教育段階に応じたとか、そういう言葉ですかね。

委員：ニュアンスとしてはそういうことです。要するにその教育の小学校なら小学校、中学校なら中学校における適切な教育段階、ないしは教育方針に応じたという感じですね。教育機関は、その教育に応じたとか、その教育方針に応じたとかいろいろ考えたことは考えたんですが、やっぱり何かどれもパチッとハマらなくて。よろしいですか、ほか。今、委員から一部修正をしてはどうかというご意見をいただいています。

委員：確認ですが、後で議論をいただく受診義務と、その受診義務の部分についてはアルコール依存症に対する対策ということで、今ここで挙げている教育及び知識の普及と

というのは、一方で規範意識が非常に低いという部分に対しての対応策という位置づけだと思っんですね。そういう意味での根絶に関する教育及び知識の普及ということで十分なのかと。目的を規範意識の定着ということに意識付けをもう少ししたほうがいいのか、あるいは、それは前文でしっかり書き込めばいいというレベルに置いておくのかというのは、少し個人的には気になっているところではあるんです。皆さん方のご意見もいただけたらと思いますが。付け加えるならば、教育・知識の普及については、規範意識だけではありませんので、多量飲酒とかその辺の部分も含めてしまうので、あえてここに入れなくてもいいのかなとは思いますが。ちょっと個人的には。

委員：委員がおっしゃっていただいているところでは、委員が一番規範意識の定着というところをずっとご提案いただいているところで、そういった意味においては、条文中に規範意識の定着のためという目的も入れるとより意味合いが増してくるんじゃないかというご提案ですね。それをここに入れるのか、前文なり目的に入れるのか、当然前文を入れるとなると、そこは当然柱の2つの内の1つですから、書かれてくるのかという感じはしますが。

委員：そのように前文で書き込んでいただいて、ここに入れると逆にそれだけに限定される話にもなってしまうので、前文でこの項目につながるような書きぶりにしていただければいいのかなと思います。

委員：その辺も含めてどうですか、皆さん、ご意見はありませんか。前文をつくるかどうかはまだ決めてないですが、大体前文をつくる方向で議論が進んでいますが。

委員：前文に書いたとしても、思いとして県は規範意識の定着など、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとするとしても、私はいいかと思います。

委員：ここに入れるということですね。

委員：よりハードルが高くなると思うんですが、実施する側からすると。教育・知識の普及をする者にとってみれば、規範意識の定着まで条文で書いてあるということは、そこまではターゲットとして当然取り組んでいただかないといけないというハードルを高くするという意味においては、意味があるという気はします。

委員：案として後は文章をどう整理するか。ここに教育及び知識の普及のための目的を改めて明記するということですね。

委員：私が申し上げたことが感情論だけの話であって、法律論的には関係ないと言われるんだったら、その辺は確認したいんですが。

事務局：書いても大丈夫ですし、無くても大丈夫です。

委員：もし仮に書いた場合、県は規範意識の定着のためこれを行うということで、「ため」が続くので、表現は考えないといけなかな。

事務局：表現、書きぶり等は検討させてもらいたいのと、あと、規範意識の定着という言葉そのまま使えるかどうかというところも考えさせてもらいたいです。

委員：自分で投げかけといてあれですが、規範意識の定着というのは非常に大事だと思っているのですが、ただ、そこだけにいってしまうと、アルコール依存症なりそういう部分の教育とか啓発も含んでいる話なので、ちょっとバランスを考えると、そこは前文で書き込んでつながるようにさせてもらったほうがやっぱりいいですかね。

委員：まさしく委員間討議ですよ、こういう議論しながら決まってくという。ほか、どうですか。

委員：細かいこともわからないですが、(2)で小中高等学校、大学はあえて含めてないんですかね、確認だけさせていただきたいんですが、その他に含める。

委員：まさしくその他の教育機関に入れ込んでいるという感じなんです。けど、自分が言うのも変ですが、たたき台をつくっておきながら、まさしく免許を取得する世代で教育機関となると大学なんですね。それは多分その気持ちも含めてでしょうが、あると思います。しかし、条例の書きぶりとして小中高、その他の教育機関というのが流れとしてはいいかと。当然高等専門学校とか専門学校等もある中で、当然大学等としてもいいんですが。

委員：そうやって言わせてもらったのは、確かに免許を取得する年代でもあるんですが、お酒を飲める年代ですので、飲酒習慣とか乱用とか、そのあたりのところも教育機関の中でやっていただくということも一方で必要なのかと。福岡県は大学については適切な飲酒行動というところまで言及をしているわけですね。本条例については、飲酒行動を制限していくとか、乱用を止めるとかってそういう趣旨ではないんですが、やはり飲酒運転の背景にはそういうものがあるということをお案すると、大学というものも少し意識した条文の方がいいかと思ったので、そう読み込みますとか逐条解説とか基本計画の中で何か謳われていれば、それでいいとは思いますが、そこも何かポイントかなと感じております。

委員：事務局、私が確認するのも変ですが、当然その他の教育機関には、大学とか専門学校とかそういうのは入っておるという認識でいいですね。その辺どうですか。

事務局：そのとおりで、すべての教育機関が入っています。その他の教育機関に入ってい

るということで書かせていただいています。あと、小中高であれば県教育委員会が絡みやすいと思い、小中高を例示ということで挙げさせてもらったということもあります。

委員：私も多分この書きぶりの中で感じたのは、ここはまさしく県で言う県教育委員会がかかわるところ、私学もありますが、という部分で県教育委員会がまずはどう意識するかということなのかというのがあるのと、確かにそうは言いながら、その他も入れていくと私学、大学も入れてくと広くかかわっていく話になります。ニュアンスとしては入っています。

委員：こだわるわけではないんですが、いきなりここで適切な飲酒行動というふうにはできないと思うんですが、どっちかという効果としては大学に対してのアプローチをしたほうが、飲酒運転は減りやすいのかと。小中高でやれば長い時期をかけて飲酒運転というのは減っていくだろうと思うんですが、私が大学の時代はもう少し罰則規定も緩かったので、周りにたくさんそういう輩もいましたので、そのあたりは押さえておく必要があるかという発想もありまして言わせてもらったので。ただ、大学を所管するところというと、県ではなかなかないので難しいと思うんですが。教育という切り口では大学はちょっと網にはかかりにくいのかな、表現は悪いですが。根絶に資するための取組を大学にもお願いをしていくというようなものが、どこかのところに盛り込んでいってはどうかと、それが読み込めるように。大学というふうに文章上特出ししなくてもいいので何か読み込めたらと思うんですが。

委員：ここは例えば、小学校、中学校なんかは、将来に向かって成人になる、ないしは車を運転する世代に来る手前で、しっかりとした規範意識の定着ということで教育をしておきたいと。高等学校とか特に大学は、まさしく乗る世代、飲める世代ということでダイレクトに意識を持ってもらうというところで、両方ともすごく大事だと思いますね。かつ、小学校、中学校は、ここにはあえて教育をお願いすることによって、親に対する波及効果というんでしょうか、例えば、津波対策などでも、子どもたちに教育することによって親の意識まで変わっていくという議論がありましたが、そこまでねらっているということで。今までの議論を聞いていると、高等学校、大学、その他の教育機関とあえて二文字を入れてもいいかもしれんですね。ちょっと悩ましいところですね。

委員：そうしましたら、ちょっとまとめさせていただいていいですか。まず、教育及び知識の普及の5の(1)のところについては、規範意識の定着という部分に関しては、こ

こには入れずに前文等で表現していくという形でまずよろしいですかね。それと、5の(2)に関して、教育機関については、その最後、「教育を行うよう努めるものとする」というところに関して、委員のご提案がありました、「教育を行うものとする」という文章の修正ということでよろしいでしょうか。それと、5の(2)の大学という具体的なものを入れるかどうかに関しては、その他の教育機関で当然含めておるわけですが、これを具体的にここに表現を加えるかどうかについては、少し検討させていただいてよろしいですか。意味合いとしては当然入っていますので、それを表記するかどうかは正副のほうで検討させていただいて、次回、説明も加えながらこの方向でどうだろうかということによろしいですか。そんな引き取り方をさせていただきたいと思えます。では、5の教育及び知識の普及のこの大学に関しての表記は少し検討をさせていただきたいと思えますが、あとの2つに関しては、そういったことで決めさせていただきまします。続きまして、重点取締区域を設けるかどうかということで、ここは宮城県等の調査を終えてから、この項目を入れるかどうか決めたいということで保留にしてあったと思えます。先般、宮城県の調査を終え、質問等もしていただいた中で、この部分について新たに本県の条例について重点取締区域を項目立てとして入れるのか、入れないのか、ここをご議論をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

委員：私も宮城県で質問させていただきましたが、入れていただいたほうがいいのかとまず思えます。それは三重県の各29市町別の件数とかも見てみると、600件ぐらいあるかと思うんですが、その中で平成23年度実績で見ますと、550件がちょうど29市町の居住者にあたっておりまして、飲酒運転の取締り摘発ですね、大体600件でずっと推移しているんですが、気になって調べたんですが、それで、結論から言うと、四日市と鈴鹿と松阪と津、伊勢、この5市で6割を占めておりまして、そういった意味で実効性を持たせるのであれば、重点区域という考えを取り入れていただいたほうがいいのかと思っています。

委員：ほか、どうでしょうか。

委員：重点取締区域を設けるとどういうことができるんですか。警察に対して重点的に取り締まれと言えるということですか。

委員：先進例として宮城県に重点取締区域というのがあると思うんですが。重点取締区域を指定することができる。指定したときは公表しなければならない。重点取締区域においては、市町村、県民と連携を図りながら協力し、飲酒運転根絶のための巡回、啓発活動、その他飲酒運転の根絶のための効果的な活動を実施するものとするという内

容です。宮城県の例は、確か宮城県の調査で推進委員さんみたいなのを委嘱して、その重点取締区域においてお店等を回ってもらっているとか、そういうキャンペーンをしてもらっていると、こんな説明が宮城県であったような感じがしますね。これをもって、例えば県警察本部が取締りを強化するとか、そういった場合での書きぶりはここには出てないと思います。しかし、これをもって取り締まりを強化することはできると思います。

委員：県警の判断で？

委員：県警の判断で。

委員：その調査に行ったとき、私も聞いたんですが、取締りを重点取締区域では強化していますというのが向こうの答えでした。それと、メインは、委員もおっしゃった飲酒運転撲滅運動員の方々を委嘱して、この重点取締区域を中心に啓発活動をしていただくのが主になっているというお話も伺ったところでございまして、それなりの効果は上がっているとの宮城県からの報告だったと思っております。

委員：ほか、どうでしょうか。

委員：宮城県、行けなかったので申し訳ないんですが、市町エリアでの指定をされてましたか。何市とか何町とかの指定。

委員：事務局、宮城県の指定に関して補足的説明をしてもらえますか。

事務局：規定は何々町だったと思いますが。

委員：今言われたように何々町というところですが、交番の管轄単位でやっていらっしゃるという言い方をしたのと、一応飲食店街として飲食店舗数が100件以上ある地区。あと、110番の件数とか人口、飲酒運転の検挙件数なんかを総合的に勘案して指定していて、単位としては町単位ですが、結局交番のエリアという、そういう単位で重点取締区域を決めているというご説明でした。

委員：だから、本県でいう29市町ということではなくて、繁華街という一つの単位で交番単位のまとまり、地区ですね。まさしく四日市で言うと諏訪地区とか、津で言うと大門地区とか、そういうことですね。

委員：この件は私も提案させていただいていた身なので、宮城県の結果、様子を確認したうえで判断をさせていただきました。宮城県に聞かせていただいた印象としては、今、お話があったように繁華街、飲食店街、飲酒運転で捕まる人の4割が飲食店街からの帰りという説明もあって、指定をしているということ。ただ、印象的には仙台市ということもあって、そこに集中しているところがあるので、三重県のように南北あって、

全県的に取り組んでもらう中で、局所的にやるのが効果的にいいのかなとは思っていたものですから、実は恥ずかしながら三重県の中で600数十件ある分の地域性を見ておかないといけないと思いつつも確認していなかったのが、今、委員おっしゃっていただいた各市町別の取締り状況も出ています。確かに四日市とか鈴鹿とか数字的には多いですが、バランス的にももちろん人口も多いですから、その対比の中でどうなのか、分析が必要なのかというところで、この数字の分析をしてみないと、それが効果があることなのかどうかというところを押さえられないので、物まねというわけにもいかないのが、三重県の実態として重点取締区域を指定することが、飲酒運転を減らすための効果としてあるのかどうか再確認する必要があるかと思っています。

委員：その分析が必要かとも思いますし、私の意見としては、本県の条例としては結論から言うと重点取締区域は要らない、盛り込まなくていいと思います。重点的に三重県警が取り締まっていたことは、飲酒運転多いなという地域は重点的に取り締まっていたことは否定しませんが、本県条例としては、これだけ厳罰化が進む道路交通法の中でも根絶できない飲酒運転を補完するとか、違う方向でのアプローチ、規範意識の定着であったり、受診義務を課して再発を防止していかうとかそういう方向でのアプローチなので、そういう意味からいくと本県条例は、委員がイメージ図を作ってもらいましたよね、このイメージを具現化したような、できるだけこれに沿ってここが目立つような本県条例にしていったほうがいいかと思うので、条例の中で重点取締区域をあえて明文化する必要はないと思っています。

委員：ほか、どうですか。

委員：宮城県でお話聞かせてもらってからの意見ですが、宮城県の場合は、今、仙台市の国分町とかもすごい賑わいで、本当に人と歩いててもぶつかるぐらいの繁盛している町というか、流行っている町だからこそ推進委員が国分町で18人ですか、5区域で50人ということでお聞きしたのですが、その内の国分町が18人、推進委員がいらっやって回ってて効果もあるということですが。三重県内で今、集中してすごく流行っている繁華街というのがあまり思い浮かばないんですね。南の方なのであまり知らないで分からないんですが。そういう町とかどうなんでしょう、重点取締区域を設けたことによって町の反発もあるんじゃないかと思うので、事業者の努力でカバーできるのであれば、重点取締区域は要らないんじゃないかと思います。

委員：ほか、どうですか。

委員：委員のご意見もあって、確かにそうだなという部分も感じてまして、この市町別の

取締り状況から見て、よほどの問題がない限りは、あえて重点取締区域として設定する必要はないと思います。一応検討会としては設定しないという前提にさせていただいて、この辺の確認だけさせてもらうというレベルではいかがでしょう。ですので、もう一回。

委員：今、委員からもありましたが、件数から見ると、さっき言いました四日市、津、鈴鹿、伊勢、松阪、23年度実績の6割を占めるんですが、人口的なこともありますし、あと、宮城の実例を聞いてますと、所轄単位でのピンポイントでという話がありましたので、そこら辺のバランスもありますので、先ほど言われたようにもうちょっと中身の分析もしていただいたうえで、一つの塊としてあるのであれば、これはまた再検討していただくという流れでお願いをしたいと思います。

委員：そうすると、どこかの地域として非常にその必要性があると思われるところが出てくれば、検討をしたらどうかということですかね。なるほど、分かりました。ほか、どうですか。

委員：私自身も区域を指定していいかどうかというところは悩んでいるところです。結局事業を実施する側のサイドに立ったときに、重点的取締区域とか重点啓発区域とかをエリア指定をしたほうが事業がしやすいのであれば、する意義はあるという思いがありまして、エリア指定をして何をするのかにかかわってくるのかと。県であり警察の方がその区域を指定することによって、何か仕事がやりやすくなるのであれば、指定をするのもいいかと思っています。

委員：分かりました。そうしましたら、皆さんの意見を総合的に判断をさせていただいて、今、この場で重点取締り区域を入れる入れないというのは結論は出さずに、さらに、多分繁華街という認識だと思いますが、そのポイントにおいて顕著な場が県内においてあるという、ここはもう少ししっかりと学習をさせていただくのとともに、今、実施する側がという話がありましたが、当然これがある程度意見として固まった後、執行部の県警察本部をはじめ、関係するところの意見を聴取することもお願いしたいと思っています。その場において、ここは県警のほうに意見を伺ったうえで、再度、例えば、県警の方からこういったものがあつたほうがいいのかというようなご意見等もあれば、明記を考えていくという、ここでのひとまずはまとめでどうでしょうか。

委員：警察で重点取締区域を自分で決めて取締りを行っているんじゃないですかね。多分。

委員：そこも含めて聞いていただいたらどうでしょうか。では、この場ではそういうまと

め方をさせていただいて、その意見を聞くときに、この部分を確認したうえで、そして、また意向も確認したうえで、再度、検討するという含みでよろしいですか。

委員：5の下に書いてあるけど、重点取締区域は5のところになるわけですか。

委員：そういうことじゃありません。見づらいですが、これをもし入れたら一つの項目立てがされる内容です。5に含んでいるものではない。よろしいですか。では、時間も大分4時に近づいていますが、「6再発防止のための措置」までいきますか。あまりここはそんなに議論が長引くものではないという認識で入らせていただいて、ここまでで終わりたいと思います。「6再発防止のための措置」で、「県は、飲酒運転をした者に対し飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講じるものとする」という項目でございます。まさしくここからは、飲酒運転者に対して取り組む内容ということで、ここも再発防止策の一つとして表記をしているわけですが、この内容についていかがでしょうか。

委員：違反者講習もこの中に含まれるわけですか。違反者講習とは別に県としては何かしなければいけなくなってしまうという意味合いなのか、読み込めなくて。

委員：事務局、考え方として確認いいですか。

事務局：私の理解としては、違反者講習も含めるかと思います。特に講習の中で飲酒を特出ししたような講習をやっていただくということも当然含まれると思っております。

委員：おそらくこれは従来の違反者は、飲酒運転に限らず全般的にとらえてやっていて、飲酒運転だからという取り上げ方をしてなかった中で出てきている項目ではないかと思うんです。ただ、国のほうは今、飲酒運転を特出しして教育なり、あるいは検査をするような流れが言われていますが、県は県としてこの文はこういう形で入れておいていいかと個人的には思っています。

委員：考え方としてこれは「県は」になっていますので、法令に定められている違反者講習ですが、それを特別に除くということではないと思います。しかし、今の段階では飲酒運転に特化した講習ではないという感じかと思います。一部報道等において、4月以降、飲酒運転をした者に対して、それに特化した講習を行うという議論もありますが、それとはさらに別に県として計画の中でシミュレーターを使って、飲酒運転をした者に対してそういったことの講習も行うとか、それは様々考えられることかと思えます。

委員：分かりました。現在取り組んでいただいていることも含めた中で、例えば、アメリカで行われているDUIプログラムというのがあって、州が民間団体に委託して違反

者の人に特別なプログラムを受けていただく。その中で飲酒運転被害者の声を必ず聞かなきゃいけないとか、そういうのがあったかと思いますが。将来的にそういうようなことも県としても考えていただくことも踏まえて、私もこの内容でいいんじゃないかと。今すぐ、それをやってくれという意味ではないですが、今やっていることをここでとめ置くというのも含めて、この規定をこの条文内容で置いておくのはいいかという意見でございます。

委員：より具体的に書くこともできると思いますが、そこはあえてこれをこれをと書かずに、この方向性をしっかりと示したうえで、今やっているもの、さらには新たにやるものも含めて計画でやると。当然県警がやるもの、また、県の側がやるものとあるので、そういう意味においてこれは方向性として出しているということでしょうか。ほか、どうですか。これは皆さんの意見シートの中には議論がそうあったわけではありませぬので、そんなに細かい議論になっていくことではないと思いますが、これは原案のままでよろしいですか。

委員：細かいことなんです、後の議論になる8の相談のところを、宮城県は家族からの相談に応じるなどということ、この本県でいうたたき台案の8のようなことの記述があるんですが、再発防止のところにも、家族から再発防止のための助言その他必要な措置を講ずるものとするというふうに特出しをしているので、相談のところにも当検討会で言う8の相談のところでも再発防止も盛り込んでもらったらいいのかなと。宮城県はわざわざ再発防止のための家族等からの相談に対してというところがある。再発防止の助言その他必要な措置というふうに記述しているんです。その後、相談というところにも家族の相談というのもその対応を県はするようになっているんですね。被害者が、間違えていました。いいです。この中に含まれるのでそこでいきましょう。

委員：8に関しては、何かを起こした人に対してということじゃなく、その前の未然防止策としての相談なんですね。6の再発防止に関しては、起こした者に対して教育並びに必要な措置ということでとらえていて、当然ここにはそういった相談等の意味合いも含めて入れてもいいかとは思っているんですが。

委員：この中に家族からの相談も包含しているという解釈でもよろしいですか。

委員：この必要な措置に入れられるかどうか、そこは確かにそう言われると微妙ですね。ここは飲酒運転をした者に対して再発防止のための措置で、その飲酒運転をした者の家族に対しての相談を含めた措置までは、これを厳密に読むと読めないかな。

委員：委員、こうやって言わせていただく根拠としては、断酒会でご家族の方とお話しし

たときに、家族は、委員も以前言われていましたが、お父さんの飲酒を止めたいという思いがあるんです。だけど、なかなかそこを警察へ通報したら、それでいいのかもわからないですが、そこもできないと。そういった場合に相談に乗ってくれるようなところを求めているように思いましたので、そのあたりは何か受け止められるような、対応できるような条例にならんかなという発想がありましたので、発言をさせていただきました。

委員：だから、それは相談としてそういうものがほしいということですね、再発防止というよりは。だから、以降の議論になって恐縮ですが、8のところ、県は、「飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等」としているんですが、ここにそのときの議論で入れるかどうかですが、飲酒運転をするおそれ、並びに飲酒運転をした者も入れながら、その相談に応じるとすれば、今言われた断酒会うんぬんも入ってくるかと。そういう形、そっちのほうですっきりしませんか。

委員：それで結構です。

委員：では、そのときに議論させていただくということで。ここはあくまでも飲酒運転者に対する再発防止並びに教育ということでまとめさせていただいてよろしいですか。では、そういたします。

委員：議論がせっかくまとまりかけたところで申し訳ないですが、今の必要な措置の中で何が読み込めるかという話で思ったんですが、ここは飲酒運転をした者に対して教育あるいは必要な措置と何かを課していく条文になるわけですが、そこが幅広く読める可能性のある曖昧さがあるというのは、ひょっとすると悪いほうにとると、非常にこの条文を悪用して、計画等で重い厳罰を科すこともできてしまうということにも読めるのかなと今少し危惧を覚えています、いかがでしょう。

委員：作成者の側の意図としてそういう思いは持っておりません。ですから、当然言葉が一人歩きする可能性は、今おっしゃっていただいたとおり、なくはないですが、しかし、提案理由並びに提案趣旨並びに今回の思いというのが、あくまでも再発防止ですので、これによる制裁とか厳罰ではないので、そこは提案理由なり趣旨の中で、また、執行部とのやり取りの中で当然具体的なところを計画で考えていくわけですが、やはりその方が再発をしない、さらには飲酒運転に対する認識をしっかりと持つという方向での教育並びに措置という方向に持っていく。確かに措置という言葉が、少しその辺のきつさが感じられるのは理解できなくもないですが、そういったことでよろしいですかね。

委員：もちろん理解できるんですが、法的な部分から文言的に何が最善なのかというのを考えていただければ。

委員：その辺、事務局どうですか、この措置という言葉そのものに対して。

事務局：必要な措置の前に教育があり、教育と同じような感じの措置となると思いますので、隠れた厳罰化になるという解釈は取りにくいとは思いますが。

委員：自分の読み方だと、再発防止のためのその他必要な措置とも読める、教育の例示があるだけで、再発防止のための必要な措置を取るということであれば、今のような非常に悪意の解釈をすれば、条文というのはあくまで解釈によっていくらでも七色に読めるものなので、できるだけそういうことは避けるように作るべきだと思うので、そう申し上げたのですが。

委員：分かりました。確かに条文が一人歩きする可能性があるというのは認識できることです。しかし、当初のこの条例そのものにその思いがないということからいくと、そういう方向、そのベクトルでの具体的施策はつくられることはない。それが仮になされていった場合、条例策定者としての議会の側が、また当然公表、報告があるわけですので、しっかりと意見していくということはどうですか。

委員：分かりました。先ほどから前文の話が出ておるんですが、もし前文をつくるということであれば、厳罰化とは一線を画して、個人的には温かみのあるものを作っていたきたいということですので、その方向で担保していくということでもよろしく願いします。

委員：全体としてそういう方向性に持っていくための内容のたたき台案にさせていただいていると思っていますので、その方向でいきたいと思います。ほか、よろしいですか。では、「6再発防止のための措置」については、この原文のままということでもよろしく願いをいたします。そうしましたら、今日は大体予定の時間に迫ってまいりました。大変ありがとうございました。次回は、「7受診義務」以降、「相談」、「情報提供」、「表彰」、「委任」、そして、できましたら、委員からご提案いただきました「撲滅の日」、これを入れるかどうかも含めてご議論をいただければ幸いです。次回は、3月22日、そして時間ですが、午後2時からにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。では、その他ご意見等ございましたら、よろしいですか。ありがとうございました。それでは、次回は3月22日午後2時からの開会ということで、「7の受診義務」以降をご議論をいただきたいと思います。本日の検討会は、以上で終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。（終了）